

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 3 日現在

機関番号：16301

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22520677

研究課題名（和文） 平安時代前中期地方軍制の研究

研究課題名（英文） A Study on the Local Military Systems in the Early-Middle Heian Period

研究代表者

寺内 浩（TERAUCHI HIROSHI）

愛媛大学・法文学部・教授

研究者番号：40202189

研究成果の概要（和文）：

9 世紀～10 世紀前半の地方軍制は健児と臨時の兵力からなり、諸国には武器や食料も生産・貯積されていた。しかし、11 世紀になると国衛の武器や食料はほとんど失われてしまう。このため大規模な軍事動員の際には地方豪族の私的武力が利用されるようになる。平将門・藤原純友の乱は、承平年間と天慶年間とでは戦乱の規模が質的にも量的にも大きく異なっている。したがって、その呼称は承平天慶の乱ではなく、天慶の乱が適切である。

研究成果の概要（英文）：

The local military organization from the ninth century to the tenth century consist of Kondei and temporary military power. In the countries, they have produced and kept a weapon and food. However, a weapon and food of the countries are lost in the eleventh century. Therefore, in the case of the large-scale military mobilization, the personal military power of the local powerful family is used. As for the name of the revolt of Masakado Taira, Sumitomo Fujiwara, it is appropriate to the revolt of Tengyo era.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2011年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2012年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
総計	3,100,000	930,000	4,030,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・日本史

キーワード：地方軍制、天慶の乱

1. 研究開始当初の背景

近年平安時代地方軍制研究は大きく進展したが、二つの点で問題があった。第一は、そうした研究の多くは武士研究が中心となっていて、地方軍制全体が視野に入れられて

いないことである。当然のことながら、平安時代地方軍制研究＝武士研究ではないのであり、従来の研究成果を踏まえつつ、多面的・総合的な視点から研究を進めていく必要がある。

第二は、実証性が必ずしも十分とはいえないことである。つまり、関係史料が少ないため論述が推測に頼りがちになり、また史料批判も十分ではない場合が多いことである。平安時代前中期は地方軍制関係史料の乏しい時期であり、実証性の高い研究を行うことは困難な面があることは事実だが、研究水準をさらに向上させるためには一つ一つの史料を丁寧に検討し、史実を確定していく作業が求められる。

2. 研究の目的

本研究は、平安時代前中期（8世紀末から11世紀前半）の地方軍制の実態を明らかにしようとするものである。具体的には、近年盛んな武士論とは一線を画し、地方軍制の担い手や運用方法など、平安時代前中期の地方軍制の実態を総合的・実証的に解明することを目的とする。

3. 研究の方法

- (1) 関係史料を博搜するとともに、史料批判を徹底的に行う、
- (2) 武士だけでなく地方軍制の担い手全体を視野に収める
- (3) 8世紀末－9世紀の地方軍制について、その担い手（兵士）の問題を中心に解明を行う。
- (4) 平将門・藤原純友の乱の実態を明らかにし、そのことにより10世紀前半の地方軍制の解明を行う。
- (5) 平安時代前中期地方軍制の特質を、人的側面と財政的側面から明らかにする。

4. 研究成果

- (1) これまでの地方軍制研究が軍制の担い手である兵士の性質や組織形態など、もっぱら人的側面を中心に考察がなされてきたのに対し、財政史の観点から、具体的には軍制を

物質面から支えた武器・食料に焦点をあて、国衙におけるそれらの存在状況の検討を通じて当時の地方軍制について考えた。

9世紀－10世紀前半の地方軍制は健児と臨時の兵力からなり、諸国では武器や食料が生産・貯積されていて、兵乱時にはそれらが動員された兵士に支給されていた。したがって、豪族の私的武力に頼る必要はほとんどなかった。しかし、国衙の武器や食料はその後次第に減少し、11世紀になるとほとんど失われてしまう。こうした結果、地方軍制のあり方も、受領の私的従者と「国ノ兵共」が国衙機構に組織されて日常的な国衙の警備や国内の治安維持にあたる一方で、大規模な軍事動員が必要な時には地方豪族の私的武力が利用されるという形態に変化するのである。

(2) 押領使・追捕使に関する二つの史料、すなわち『朝野群載』巻22所収天曆6年越前国司解と『権記』長保5年4月23日条に考察を加えた。前者の押領使・追捕使は、これまでは越前国の押領使・追捕使と考えられていたが、史料を丹念に読解することにより、それらは中央から派遣された押領使・追捕使であることを明らかにした。後者の押領使もこれまでは武蔵国押領使と考えられていたが、史料に脱字があると想定して、越後国が停止を求めた押領使であるという新たな解釈を行った。こうした考察により、平安時代中期の地方軍制の中心であった押領使・追捕使の存在形態の一側面を明らかにした。

(3) 『日本後紀』弘仁4年2月甲辰条にみえる俘囚への賜姓記事をとりあげ、伊予国に移配された俘囚に賜与された姓がなぜ野原（のはら）なのかを、古代出土木簡を手がかりに考えた。

俘囚の移配が本格化するのは宝亀5年から

始まる蝦夷とのいわゆる38年戦争以降であり、とりわけ延暦13年に蝦夷の本拠地である胆沢地域が制圧されてからは多数の俘囚が各地に移された。四国では伊予国の他に讃岐・土佐国に俘囚が移配された。

渡来人の改賜姓の例からすれば、移配後の俘囚に与えられた姓は地名に由来していたと考えられる。ただ、野原は『和名類聚抄』国郡部の郡郷名にはみえない。しかし、飛鳥池木簡には「湯評笑原五十戸」、西隆寺木簡には「伊與國湯泉郡篁原郷」との記載がみえ、これらから伊予国温泉郡に笑原・篁原（のはら）郷が存在していたことがわかる。故に俘囚に賜与された野原はこの地名によっていたと思われる。また、これまで伊予国に俘囚が移配されたことは知られていたが、その具体的な場所は不明であった。しかし、以上の考察から少なくとも温泉郡には移配された俘囚がいたことがわかる。

10世紀後半の伊予国海賊の首領に能原（のはら）兼信という人物がいた。この能原兼信は野原に改姓した俘囚の末裔であろう。諸国に移配された俘囚は軍事・警察力として用いられ、9世紀後半に瀬戸内海で海賊が横行した時には取り締まりのために彼らが動員されている。しかし、その一方で移配された俘囚がしばしば騒乱を起こすこともあった。海賊の首領能原兼信はその一つの事例であろう。

(4)『小右記』寛和元年3・4月の各条には、右衛門尉源忠良らが海賊を捕らえたことが見えているが、関係史料を分析すると、それらの海賊は京周辺あるいは摂津国の海賊であることがわかる。そうした地域に海賊がいたことは、『平安遺文』2-370の「僧慶勢解」からも知られる。また、阿波国にも海賊がいたことは、『日本紀略』正暦3年11月30日条や『土佐日記』などからわかり、それらの海賊は小集

団の連合体であった。このように、平安時代中期には海賊が瀬戸内海東端部にもいた。瀬戸内海は地形や潮流が場所によって大きく異なるため、地域ごとに集団が形成されていたのである。

(5)①平将門・藤原純友の乱の呼称が古代—近世にどのように変化したかを考えた。古代中世の日記や古文書では、13世紀前半までは将門・純友の乱が天慶年間に起きたとし、乱の呼称も「天慶賊乱」「天慶乱」とするが、13世紀後半以降は将門の乱は承平年間に起きたとされるようになる。一方、古代中世の歴史書・説話集などでは、純友の乱は天慶年間とするが、将門の乱は13世紀後半以降承平年間とするものが多くなる。近世の歴史書は将門の乱、純友の乱ともに天慶年間とする。このうち『大日本史』は、純友が承平6年に海賊追捕の宣旨を蒙ったと『本朝世紀』にあることから、承平年間の純友は紀淑人とともに海賊追捕にあたっていたとしており、注目される。

②平将門・藤原純友の乱の呼称が近代においてどのように変化したか、天慶の乱と承平天慶の乱のいずれが呼称として適切かを考えた。

概説書では、明治20年代までは将門・純友の乱の呼称は天慶の乱であったが、30年代以降は承平天慶の乱の方が多く用いられるようになる。これは純友の乱が承平年間から始まると考えられるようになったためである。教科書では、小学校教科書は明治の初めから昭和の国定教科書に至るまで天慶の乱が用いられていた。一方中学校教科書は、当初は天慶の乱であったが、1902年の中学校教授要目制定以降は承平天慶の乱が多くなる。つまり、明治20年代までは小学校教科書・中学校教科書ともに天慶の乱だったのだが、明治30年代

以降は両者の間で違いがみられるのである。

戦後になると、概説書、教科書、辞書ともに承平天慶の乱ではほぼ統一される。承平天慶の乱の呼称が定着するのは戦後になってからのことなのである。

将門・純友の乱は、承平年間と天慶年間とでは戦乱の規模が質的にも量的にも大きく異なり、また承平天慶の乱とする根拠がもはや失われていることから、その呼称は天慶の乱とするのが適切である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 6 件)

① 寺内浩、天慶の乱と承平天慶の乱 (二)、愛媛大学法文学部論集人文学科編 35、頁未定、2013 年、査読無

② 寺内浩、天慶の乱と承平天慶の乱 (一)、愛媛大学法文学部論集人文学科編 34、27～48p、2013 年、査読無

③ 寺内浩、平安中期の海賊史料、歴史の資料を読む、6～16p、2013 年、査読無

④ 寺内浩、古代伊予国の俘囚と温泉郡篁原郷、伊予史談 362、1～8p、2011 年、査読有

⑤ 寺内浩、押領使・追捕使関係資料の一考察、愛媛大学法文学部論集人文学科編 30、87～101p、2011 年、査読無

⑥ 寺内浩、平安時代中期の地方軍制、古代文化 62-4、111～122p、2011 年、査読有

6. 研究組織

(1) 研究代表者

寺内 浩 (TERAUCHI HIROSHI)

愛媛大学・法文学部・教授

研究者番号：40202189